

光市記者発表資料

令和2年4月24日

件名

新型コロナウイルス感染症対策としての時差出勤等の実施について

内容

このことについて、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象地域の拡大を受け、市民生活に密着した業務等の継続を優先した上で、職員の時差出勤等を下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

記

1 目的

職員の密集度を下げる時間帯を作り出すことで、職場における職員の感染リスクの軽減を図ります。

2 勤務形態の変更

- (1) 時差出勤の実施
- (2) 在宅勤務の実施

3 休暇等の活用

4 実施期間

4月27日(月)から5月6日(水)まで

※感染拡大の状況等により変更する場合があります。

※詳細は別紙のとおり

問い合わせ

担当課 総務課 人事研修係

担当者 加川 卓治・北川 宜孝

電話 0833-72-1402

*** 新型コロナウイルス感染症対策としての時差出勤等の実施について ***

1 目的

職員の密度を下げる時間帯を作り出すことで、職場における職員の感染リスクの軽減を図ります。

2 勤務形態の変更

(1) 勤務形態

ア 時差出勤（ただし、開庁時間は従前どおり 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）

（ア） 職員が同一時間に在席する率を低減するため、勤務時間を分散し、課単位で職員の勤務ローテーションを組みます。

a 6 時～14 時 30 分

b 12 時～20 時 30 分

（イ） 時差出勤により市民サービスに影響がある職場については、職員をグループ分けし、グループ間の接触を極力排除するとともに、上記の時間帯にかかわらず、可能な範囲で時差出勤を行います。

イ 在宅勤務

各課等において、各種計画策定、例規改廃業務等、在宅で勤務することが可能な業務を洗い出し、可能な範囲で在宅勤務を行います。

(2) 対象外の部署等

ア 市民課、保育園、幼稚園

イ 環境事業課生活環境係

ウ 保育園等への送迎など育児のため早出遅出が困難な職員

アからウまでに該当する職員については、(1)アの(イ)により対応することとします。

3 休暇等の活用

別紙

- (1) 年次有給休暇の取得促進
- (2) 週休日の振替、代休の活用

4 実施期間

4月27日(月)から5月6日(水)まで